

## 船橋市立医療センター論文掲載に要する費用の助成に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、船橋市立医療センターに勤務する医師（常勤医師）が論文を掲載するために負担する費用の一部を助成すること等について、必要な事項を定めるものとする。

### (助成の対象)

第2条 助成の対象となる論文は、次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 学会が出版する学術雑誌、学会誌等に掲載される論文であること。
- (2) 論文に掲載する所属施設名を「船橋市立医療センター」としていること。
- (3) 当院の症例、研究に基づく論文であること。

### (助成の範囲)

第3条 助成する費用は、論文投稿料、掲載料、英文校正料とする。ただし、論文掲載に要する費用であって院長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

2 助成の額は、100,000円とする。ただし、現に要した費用の額を超えることはできない。

### (助成金の請求)

第4条 助成金の支給を受けようとする者は、論文掲載決定後速やかに、論文掲載に要する費用助成申請書兼請求書に次の各号に掲げる書類を添えて、総務課に提出しなければならない。

(1) 第2条第1号に掲げる学術雑誌等に掲載されることが決定したことを証する書類または掲載された論文の写し

(2) 第3条第1項に掲げる費用に係る領収書

2 費用の助成は、論文が掲載された日の翌日から起算して1年を経過したときは、行わない。

### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。